

# 愛知県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

資料

## ＜総則＞

番号	項目	内容
1	<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにする。</li> <li>・ 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。</li> </ul>
2	<b>定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為</li> <li>・ 犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族</li> <li>・ 犯罪被害者等支援：犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組</li> <li>・ 民間支援団体：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体</li> <li>・ 二次被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害</li> <li>・ 再被害：犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害</li> </ul>
3	<b>基本理念</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>・ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に実施する。</li> <li>・ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を、迅速に講じ、途切れなく提供する。</li> <li>・ 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で実施する。</li> </ul>
4	<b>県の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。</li> <li>・ 市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供その他の支援を実施する。</li> </ul>
5	<b>県民の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。</li> </ul>
6	<b>事業者の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。</li> </ul>
7	<b>民間支援団体の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。</li> </ul>
8	<b>支援に関する指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者支援に関する指針を定める。</li> <li>・ 指針に定める事項：犯罪被害者等支援に関する基本方針、犯罪被害者等支援に関する施策、その他犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項</li> <li>・ 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴取する。</li> <li>・ 県は、指針を定め、または変更したときは遅滞なく公表する。</li> <li>・ 県は、指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表する。</li> </ul>
9	<b>総合的な支援体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な体制を整備するよう努める。</li> </ul>
10	<b>財政上の措置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</li> </ul>

＜県が行う基本的な施策＞

番号	項目	内容
11	相談、情報の提供等	・ 被害者からの相談に応じた、必要な情報提供及び助言、支援に精通している者の紹介など
12	心身に受けた影響からの回復	・ 心身に受けた影響から早期に回復するための、保健医療サービス及び福祉サービスの提供など
13	安全の確保	・ 二次被害、再被害を防止するため実施する、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保など
14	居住の安定	・ 居住の安定、二次被害及び再被害の防止を図るための、入居への特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供など
15	雇用の安定	・ 雇用の安定を図るための職場相談、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を促すための啓発など
16	経済的負担の軽減	・ 経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他必要な施策など
17	県民の理解の促進	・ 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性や二次被害を生じさせない配慮について県民の理解を深めるための広報・啓発など
18	民間支援団体に対する支援	・ 民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう実施する、情報の提供、助言など
19	人材の育成	・ 犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修など
20	個人情報の適切な管理	・ 県及び関係機関における犯罪被害者及びその関係者の個人情報の適正な管理など